

## 第1回 地方法人課税に関する検討会議事概要

- 1 日時 令和4年8月2日(火) 14時00分～16時00分
- 2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室
- 3 出席者 小西座長、西野委員、野坂委員、星野委員、宗田委員、佐藤委員、関口委員、吉村委員、渡辺委員、河野委員、富田委員、太田委員
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 地方財政審議会 小西会長挨拶
  - (3) 検討会構成員紹介
  - (4) 議事
    - ① 地方法人課税の現状
    - ② 自由討議
  - (5) 閉会
- 5 議事の経過
  - 開会后、地方財政審議会の小西会長より以下のとおり挨拶が行われ、その後、検討会構成員の紹介が行われた。  
(小西会長)
    - ・ 地方財政審議会においては、特に専門的な知識を要するような事項については、特別委員を招いて審議するということができる枠組みとなっている。
    - ・ 与党税制調査会から、地方法人課税に関する分析・検討を求められているところであり、皆様の御知見を頂き、地方財政審議会の意見として取りまとめたいと考えている。
  - 総務省より開催要綱(案)について説明が行われ、原案どおり承認された。
  - 総務省より地方法人課税の現状のうち、地方法人課税の概要及び外形標準課税の現状と課題について、以下のとおり説明が行われた。  
(総務省)
    - ・ 法人事業税は、法人が事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスを受けているということから、必要な経費を分担すべきだという考

え方に基づき課税されており、事務所等が所在する都道府県が課税をしている。

- ・ 法人事業税の課税の方法としては大きく3種類に分かれているが、資本金1億円超の普通法人に対しては、所得割と外形標準課税により課税されている。
- ・ 外形標準課税部分は、その3分の2は付加価値割として、付加価値額（収益配分額と単年度損益を合計した額）を課税標準とした課税が行われており、残る3分の1については資本割として、資本金等の額を課税標準とした課税が行われている。
- ・ 外形標準課税は、平成16年度に導入され、成長志向の法人税改革の一環として、平成27年度及び年度28年度に、その割合を拡大した。
- ・ 外形標準課税の対象法人数は、令和2年度は約2万社（全体の0.8%）となっており、ピークであった平成18年度（約3万社）と比べ、3分の2まで減少してきている。一方で、全法人数は、平成18年度の約250万社から、令和2年度は約263万社と、12万社強の増加。資本金の階級別で増減を見ると、資本金1億円超10億円未満の法人数が大きく減少する一方、資本金1億円程度の法人数が増加している。
- ・ 外形標準課税の対象法人数が減少してきている要素の一つとして、企業の資本政策の変化に伴う減資の動きがあるのではないかと推察される。
- ・ 外形標準課税対象法人の態様の変化として、持株会社制の採用、各事業部門の分社化により、企業活動の実態が変わらない中で外形標準課税の対象となる部分が縮小するといった動きが散見される。
- ・ 資本金1億円以上の純粋持株会社の数は、増加傾向にある。また、景気変動の波に関わらず、毎年、一定数の企業再編が行われており、国内の100%子会社の総数は、増加する傾向にある。

○ 自由討議における主な意見は、以下のとおり。

- ・ 外形標準課税の対象法人数が減少しているのであれば、どこかに穴があるはずで、実態を分析する必要があるのではないか。
- ・ 資本金という基準によって外形標準課税制度の適用が区切られていることで、企業の行動に大きなゆがみを与えているのではないか。企業が税制を意識して意思決定をしているのであれば、税の中立性の観点から税制を見直すべきではないか。

- ・ 外形標準課税の導入当時、対象となる企業の規模を判断する基準として、なぜ資本金1億円超としたのか、また、会社法の制定により資本金の額が1円でも認められるように変わった中で、資本金を基準にし続けるということが妥当なのか、整理する必要があるのではないか。
  - ・ 税法上の資本金等の額が会社法の資本金とどのように違うのか、資本金や減資がどのような意味を持つのか、整理する必要があるのではないか。
  - ・ 中小企業税制の資本金の取扱いなどとの関係で、特に事業者が制度の適用を判断する際に複雑な仕組みとならないような方向で検討すべきではないか。
  - ・ どういう方向で見直すかということは、法人事業税における外形標準課税の位置づけを押さえておくことが必要ではないか。
  - ・ 中立・公平・簡素という原点に立ち返って議論する必要があるのではないか。外形標準課税の導入当時から成長志向という命題は変わっておらず、そのような観点も踏まえて議論することが必要ではないか。
  - ・ 外形標準課税の対象について、資本金を基準にしていることの問題と、組織再編にどう対応するかという問題は、分けて議論すべきではないか。
  - ・ 組織再編に対応するためには、少なくとも、外形標準課税の対象か否かという判断基準に関しては、法人税法におけるグループ法人税制のように、グループを一定程度考慮した形で要件を定めていく必要があるのではないか。
  - ・ 法人事業税とその市町村交付金を確保するということは重要であるが、企業がしっかり成長することが大前提である。税の仕組みをしっかりと考えながら、それが企業の成長にとってもプラスになる形で税収を確保するという方向の議論が望ましい。
- 総務省より地方法人課税の現状のうち、国際課税に関して、以下のとおり説明が行われた。
- (総務省)
- ・ 平成24年(2012年)以降、OECDにおいて多国籍企業による租税回避あ

るいは二重非課税の問題に対する国際協調についての議論が重ねられ、平成27年（2015年）には「B E P S 行動計画最終報告書」として一定の取りまとめがなされた。

- ・ 議論の中では、国際課税における課題として大きく2点挙げられている。1点目は、市場国に物理的拠点（以下「P E」という。）を置かずにビジネスを行う企業が増加しており、従来型の国際課税原則では課税が行えないという問題が顕在化しているということ。2点目は、低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き、典型的にはタックス・ヘイブンの問題が生じており、これにより各国の法人税収基盤が弱体化している、また、企業間の公平な競争条件が阻害されているということ。
- ・ 令和3年（2021年）の10月に、約140カ国の国・地域参加の下で一定の合意がなされた。内容としては、第1の柱として、市場国への新たな課税権の再配分、第2の柱として、グローバル・ミニマム課税という、大きく2つの柱による解決策である。
- ・ 第1の柱については、令和6年（2024年）に多国間条約の発効を目指すことが目標とされ、それに合わせて国内法の改正も必要となる。
- ・ 第2の柱については、令和4年（2022年）に各国国内法改正、令和5年（2023年）（一部は2024年）実施が目標とされているが、その後、さらに動きが出てきており、昨年末に示されたモデルルールに基づき、いわゆる国内トップアップ課税（以下「Q D M T T」という。）として、軽課税国において国内の最低税率を15%まで引き上げるといった動き・検討が進んでいるという状況にある。
- ・ 今後、我が国においても国際合意の実施に向けた国内法の改正が必要となるが、地方法人課税としてどのような対応が必要となるか、検討を要する。

○ 自由討議における主な意見は、以下のとおり。

- ・ 第1の柱については、課税権の再配分を行うというところに眼目があり、従来は企業の生産活動等が行われている場所に課税権が帰属していたということを、市場国に対して企業の利益の一部を振り直すということが目標となっている。今後、この制度を実施・運用していくためには多国間条約の発効ということが必要になるが、I T企業を多く抱えており特に大きな税収変動を来すであろうアメリカの動静がまだ不透明なところがある。
- ・ 第2の柱については、既にO E C Dがモデルルールとコメントリーを公表

しており、あとは各国が国内法として導入するのを待つという段階に入っている。ただし、現在は子会社所在地国のQDMTTに第1順位を認めるような想定になっており、これまで軽課税であった国がQDMTTを導入した場合には、それらの国々が税収を確保できるルールになっている。すなわち、当初期待されたよりも、親会社、所在地国に入ってくる税収は少なくなるであろうというような見通しになっている。

- ・ 地方税との関係では、第1の柱については、地方税の中でどの税で受けるのかというところを仮に考えるならば、法人事業税は、そもそもはその事業所が地方団体の中にあって、そこで企業活動が行われていると、その企業活動に対する行政サービスの対価、応益ということで課税権が基礎づけられているかと思うので、法人事業税を受皿にするのは、少し難しい面があるのではないか。
- ・ 第2の柱については、グループ単位で、連結財務諸表を出発点として実効税率の判定を行っていくということになる。グループの中で、国によっては15%に足りない実効税率があるという場合に、その部分に対する課税権を日本との関係でどのように基礎づけるかという点は、考え方はいろいろあるのではないか。
- ・ QDMTTというのが想定されているが、日本の場合、法定実効税率は15%を大きく超えており、実効税率が15%を下回るケースは、会計上のタイミングのずれであったり、あるいは様々な政策税制の結果として15%を下回っていたりということであろうと思われる。仮に日本でQDMTTが導入された場合に、15%を割り込むケースの要因を明らかにする必要があるのではないか。
- ・ 国際課税については、課税根拠・分割基準についても検討が必要ではないか。
- ・ 国税が法人税で課税することになると、一定部分は地方交付税の原資となる。地方にもいくらかの恩恵があると考えてそれによしとするのか、それでは足りないと考えるか。地方税として課税権があるということについては、従来通り応益課税を根拠にするのか、別の理屈が必要なのか、議論する必要があるのではないか。

- ・ 第1の柱・第2の柱とも、国税において法人税で対応することになれば、自動的に法定率で地方交付税の財源が生じるが、法人税とは違う税になるとすると、そこからまた議論しないといけないという点は気をつける必要があるのではないか。
- ・ 第1の柱について、応益課税を課税根拠にすることは無理があるのではないか。新しい根拠で税を条約によって分けるといのであれば、入ってくる税としては法人税負担だと考えて、我が国における法人税負担が国と地方でどのように配分されてきたかということに基づいて税負担を配分するというようなことが適切ではないか。
- ・ 各国が合理的に動くとする、QDMTTを作るであろう。そうすると、第2の柱では、それほど税収は得られないのではないか。
- ・ この議論の枠組みとしては、所得に対する課税の枠組みの中で、仮に税収があった場合に、まず、国と地方の配分をどういうふうに根拠づけるのかということを考える必要があるのではないか。また、地方間の配分をどうするのかというところは、基本的には所得課税の枠組みの中で考えていくことではないか。